

大阪高裁総第266号

令和8年4月28日

様

大阪高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

3月4日付けで申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等  
別添司法行政文書開示申出書記（2）記載の文書
- 2 開示しないこととした理由  
1の文書は、存在しない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話06（6316）2519

令和 8 年 3 月 4 日

大阪高等

裁判所 宛て

(ふりがな)

氏名又は名称 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

連絡先 (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

〒

TEL

( )

司法行政文書開示申出書

下記のとおり司法行政文書の開示を申し出ます。

記

司法行政文書の名称等

(文書が特定できるよう、文書の名称、あなたがお知りになりたい事項の概要等をできる限り具体的に記載してください。)

~~上. 庁舎管理規程~~

⇒ 入庁者に対して行われている所持品検査に関して

(1) その根拠となる文書全て

(2) 検査を導入するに至る経緯となる文書全て

(3) 検査業者との契約書、予算措置の詳細

